

改正

昭和36年4月1日条例第14号

昭和40年6月1日条例第12号

昭和41年12月28日条例第23号

昭和42年3月22日条例第32号

昭和43年3月30日条例第15号

昭和43年5月7日条例第5号

昭和45年3月30日条例第33号

昭和47年3月31日条例第28号

昭和48年7月30日条例第16号

昭和49年10月21日条例第21号

昭和50年1月6日条例第34号

昭和51年7月27日条例第8号

昭和52年12月24日条例第23号

昭和53年4月1日条例第6号

昭和56年4月1日条例第1号

昭和58年3月24日条例第43号

昭和59年3月31日条例第20号

昭和61年12月27日条例第18号

昭和62年8月1日条例第2号

昭和63年2月1日条例第10号

昭和63年10月11日条例第11号

平成3年10月1日条例第14号

平成6年3月31日条例第25号

平成8年4月1日条例第2号

平成9年3月27日条例第57号

平成9年12月26日条例第20号

平成11年3月24日条例第44号

平成12年12月28日条例第31号
平成14年7月1日条例第10号
平成14年12月27日条例第33号
平成16年3月31日条例第46号
平成20年7月1日条例第11号
平成21年7月1日条例第6号
平成21年10月1日条例第13号
平成24年12月28日条例第31号
平成25年12月27日条例第33号
平成25年12月27日条例第38号
平成26年3月31日条例第59号
令和元年6月28日条例第4号
令和元年9月24日条例第24号
令和元年9月24日条例第29号

大牟田市水道事業給水条例

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、大牟田市（以下「市」という。）水道事業の、給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 市水道事業の給水区域は、大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 一般用 一般家庭、官公署、学校及び各種の営業用（次号に規定するものを除く。）等において使用するものをいう。
- (3) 浴場営業用 大牟田市公衆浴場の衛生等の措置の基準等に関する条例（平成24年条例第31

号) 第2条第1号に規定する普通公衆浴場に使用するものをいう。

(4) 船舶用 船舶に使用するものをいう。

(5) 私設消火栓 消防の用に使用するために使用者が設置した消火栓をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

(1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの

(2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 前項の専用給水装置は、特別の場合に限り、2世帯又は2箇所以上連合して使用することができる。この場合は、これを連合専用給水装置という。

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は大牟田市企業管理者（以下「管理者」という。）において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例の定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(代表者の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の使用に関する事項を処理させるために代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する場合

(2) 連合専用給水装置を使用する場合

(3) その他管理者が必要と認める場合

2 管理者は、前項の代表者を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用者若しくは代表者又は給水装置の所有者若しくは代理人（以下「水道使用者等」という。）は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても、管理者がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

- 3 第1項に定める管理義務を怠ったため生じた損害及び前2項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、次条に規定する道路に布設された給水装置に係る費用については、管理者が別に定める。

(局が管理する給水装置等)

第8条の2 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により開発された道路その他管理者が認める道路に布設された給水装置であつて、所有者の申出があり、かつ、管理者が認めたものは、大牟田市企業局（以下「局」という。）の所有とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に定める基準に適合していなければならない。

- 2 管理者は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水装置の基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。
- 3 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適正に行うため、配水管の取付口から水道メーターまでの給水装置の構造及び材質について別に指定し、又は工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり、利害関係人がある場合は、申込者の責任において、あらかじめその同意を求めておかななければならない。

(工事の施行)

第11条 給水装置の工事は、局又は指定給水装置工事事業者（法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）が施行する。

- 2 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。
- 3 管理者は、給水を受ける者の給水装置が局又は指定給水装置工事事業者の施行した工事に係る

ものでないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第12条 削除

(工事の費用負担)

第13条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、この工事のために特に導管布設を必要とする場合における費用の負担については、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第14条 局が施行する給水工事の費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 運搬費
- (5) 保安設備費
- (6) 諸経費
- (7) 前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用

2 前項に規定するもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第15条 削除

(給水装置の変更)

第16条 管理者は、配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、水道使用者等の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、局はその責を負わない。
(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、局の水道メーター及び管理者が特に認めた場合は当該給水装置の使用者が設置した水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は局が定める。
- 3 受水槽を設ける施設で管理者が特に認めたものについては、前項の規定にかかわらず、当該施設にメーターを設置することができる。この場合において、メーターの位置は局が定める。
(局の水道メーターの貸与)

第19条 局の水道メーターは、局が設置して、水道使用者等に保管させる。

- 2 局の水道メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために局の水道メーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。
(届出の義務)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は廃止する場合
- (2) 給水装置の用途を変更する場合
- (3) 消火演習に使用する場合

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用する場合
- (2) 代表者に変更があった場合又はその住所に変更があった場合
- (3) 給水装置の所有権の変更があった場合
- (4) 連合専用給水装置の使用者に異動があった場合
- (5) 消火に使用した場合

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を演習用に使用するときは、局の立会を要する。
(水質検査)

第23条 管理者は、供給する水の水質検査について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査については、その実費を徴収することができる。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

2 連合専用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額の合計の額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

種別	メーター口径	基本料金（1戸1月につき）	従量料金（1戸1月につき）
一般用	13ミリメートル	1,100円	使用水量10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき 37円
	20ミリメートル		
	25ミリメートル		
	30ミリメートル	1,270円	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき 215円
	40ミリメートル	3,150円	
	50ミリメートル	7,200円	
	75ミリメートル	11,500円	
	100ミリメートル	23,500円	
	150ミリメートル以上	40,000円	
	87,000円	使用水量20立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき 293円	
浴場営業用	—	使用水量200立方メートルまで 8,300円	使用水量200立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき 86円
船舶用	—	—	使用水量1立方メートルにつき 265円

2 連合専用給水装置の料金の算定は、各世帯に口径20ミリメートルのメーターが設置されているものとみなし、各世帯均等に使用したものとして各世帯ごとに算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の水量を別に認定することができる。

(料金の算定)

第26条 料金は、毎月あらかじめ管理者が定めた日（以下「検針日」という。）にメーターの検針を行い、前月の検針日の翌日から当月の検針日までを当月分として算定する。ただし、管理者は、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(特別の場合における水量等の認定)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合の水量及び用途は、別に管理者の定めた認定基準によりこれを決定する。

- (1) メーターに異常があった場合
- (2) その他使用水量が不明の場合

第28条 削除

(特別な場合における料金の算定)

第29条 算定期間（検針日の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下この条において同じ。）の中途において給水装置の使用を開始し、若しくは中止し、又は給水停止を受けた場合の基本料金の額は、第25条第1項の規定にかかわらず、基本料金の額に当該算定期間における給水装置の使用日数を30で除した数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した基本料金の額が204円に満たないときは、基本料金の額は、204円とする。
- 3 算定期間の中途において用途又はメーター口径に変更があった場合の料金は、当該算定期間における使用日数の多い方の用途又はメーター口径の料金を適用し、使用日数が等しい場合は、変更後の用途又はメーター口径の料金を適用して算定する。

第30条 削除

(用途その他の認定)

第31条 用途その他、算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により当月分を翌月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 管理者は、次に掲げる手数料を申込み又は申請の際に徴収する。

- (1) 貯水槽水道検査手数料 1件につき17,000円（建築物における衛生的環境の確保に関する

法律（昭和45年法律第20号）の適用がある貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。第41条及び第42条において同じ。）であり、かつ、当該貯水槽水道の管理の状況を示す書類を提出した場合にあっては、2,000円）

(2) 第11条第3項ただし書の規定による確認手数料 1回につき21,000円

(3) 法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の申請手数料 1件につき5,000円

(4) 法第25条の3の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の更新申請手数料 1件につき5,000円

2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の特例)

第34条 管理者は、公益上その他やむを得ない特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

2 管理者は、水道使用者等が口座振替の方法により料金を納付するときは、当該水道使用者等が納付すべき料金の額から55円を控除した額を当該水道使用者等の料金の額とすることができる。ただし、当該水道使用者等の責めに帰すべき事由により、当該料金を納付するために管理者が定める最初の口座振替の日以外の日に納付する場合は、この限りでない。

第5章 取締

(検査等及び費用負担)

第35条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対して適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(停水処分)

第36条 管理者は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) この条例により納付すべき料金、手数料又は工事費を期限内に納入しないとき。

(2) 正当な理由がなくて、第26条の使用水量の計量若しくは前条の給水装置の検査を拒み、又はこれを妨害したとき。

(3) 水質を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して給水栓を使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水管の切断)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、管理上必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がない場合
- (2) 給水装置が相当の期間使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認める場合
(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、2,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (2) 第8条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (3) 第10条第1項の承認を受けないで、給水装置の工事をした者
- (4) 正当な理由がなく、第18条第2項若しくは第3項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第35条の給水装置の検査又は第36条の停水処分において、職務の執行を拒み、又は妨害した者
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例に違反した者
(料金を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(損害賠償)

第40条 管理者は、第38条各号に該当する者に対し、当該者の行為により局に損害があつたときは、これを賠償させることができる。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理に係る指導等)

第41条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその

管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(規程への委任)

第43条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、料金については、昭和35年4月1日以降の徴収分から適用する。

(旧条例の廃止)

- 2 大牟田市水道条例（昭和27年条例第14号）は、廃止する。

付 則（昭和36年4月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、料金および使用料については、昭和36年4月分から適用する。ただし、昭和36年3月31日以前に設置したメーターの使用料については、昭和37年3月31日までは、その適用を免除する。

付 則（昭和40年6月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月分から適用する。

付 則（昭和41年12月28日条例第23号）

改正

昭和42年3月22日条例第32号

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 昭和42年3月31日までに、大牟田市簡易水道条例（昭和30年条例第36号）の規定に基づいてなされた請求、届出、申請および処分は、大牟田市水道事業給水条例（昭和35年条例第4号。以下「給水条例」という。）の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 昭和42年4月1日以後、吉野水系から給水を受ける者に対する給水条例第25条、第25条の2、第29条第1項及び第32条の規定の適用については、配水施設の連絡工事が完成し、通水が開始される日の属する月までの間、なお従前の例による。

付 則（昭和42年3月22日条例第32号抄）

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則（昭和43年 3 月30日条例第15号）

改正

昭和43年 5 月 7 日条例第 5 号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第25条第 1 項第 1 号および第 2 号の改正規定は、昭和43年 4 月分から適用する。ただし、昭和42年11月30日において、旧吉野水系給水地区内で給水を受けていた者で引続き同地区内で給水を受けるものについては、昭和43年12月分までの間は、なお従前の例による。

付 則（昭和43年 5 月 7 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年 3 月30日から適用する。

付 則（昭和45年 3 月30日条例第33号）

この条例は、昭和45年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和47年 3 月31日条例第28号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和48年 7 月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年10月21日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月分から適用する。

付 則（昭和50年 1 月 6 日条例第34号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和51年 7 月27日条例第 8 号）

この条例は、昭和51年 8 月 1 日から施行する。

付 則（昭和52年12月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年 1 月分から適用する。

付 則（昭和53年 4 月 1 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から昭和53年 4 月30日までの間の検針にかかる料金および使用料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年 4 月 1 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例第25条および第25条の 2 の規定は、昭和56年 6 月 1 日以降

の検針にかかる料金及び使用料から適用する。

付 則（昭和58年 3 月24日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年 3 月31日条例第20号抄）

1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和61年12月27日条例第18号）

1 この条例は、昭和62年 1 月 1 日から施行する。

2 大牟田市保健所使用料および手数料条例（昭和24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表簡易専用水道検査の項および備考を削る。

付 則（昭和62年 8 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年 2 月 1 日条例第10号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大牟田市水道事業給水条例第25条第 1 号および第 2 号の規定は、昭和63年 4 月 1 日以降の検針にかかる料金について適用する。

付 則（昭和63年10月11日条例第11号）

この条例の施行期日は、水道事業管理規程で定める。（平成元年 5 月水道事業管理規程第 4 号で、同年 5 月22日から施行）

付 則（平成 3 年10月 1 日条例第14号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条および第33条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 3 年11月 1 日から施行する。

2 改正後の大牟田市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定は、平成 3 年11月 1 日以後に着工する工事にかかる工事費について適用する。

3 改正後の条例第25条、第25条の 2 および付則第 3 項の規定は、平成 3 年12月 1 日以後の検針にかかる料金および使用料について適用する。

付 則（平成 6 年 3 月31日条例第25号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大牟田市水道事業給水条例付則第 3 項の規定は、平成 6 年 4 月 1 日以後の検針にかかる料金について適用する。

付 則（平成 8 年 4 月 1 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例第25条第1号及び第2号の規定は、平成8年6月1日以降の検針に係る料金について適用する。

付 則（平成9年3月27日条例第57号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項及び第33条第1項第1号の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、平成9年4月1日以後に着工する工事に係る工事費について適用する。
- 3 改正後の条例第25条、第25条の2及び付則第3項の規定は、平成9年6月1日以後の検針に係る料金及び使用料について適用する。

付 則（平成9年12月26日条例第20号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定による管理者が別に定める構造及び材質の基準に適合している給水装置については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定に基づき工事を申し込んだ者については、改正後の大牟田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第10条に基づき工事を申し込んだ者とみなし、同条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第11条の規定に基づく指定工事店の指定を受けている者については、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条の定めるところによる。
- 5 新条例第11条第3項及び第33条第1項第3号の規定については、施行日以後に開始した給水装置の工事から適用する。
- 6 施行日前にした行為に対する停水処分の適用については、なお従前の例による。
- 7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成11年3月24日条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例付則第3項の規定は、平成11年4月1日以後の検針に係る料金について適用する。

付 則（平成12年12月28日条例第31号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第11条第3項の改正規定は、同年1月6日から施行する。
- 2 改正前の大牟田市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第26条及び第32条の規定に基づき平成13年2月及び同年3月に行ったメーターの点検に係る期分の料金及び使用料の徴収方法については、なお従前の例による。
- 3 改正後の大牟田市水道事業給水条例第26条及び第32条の規定にかかわらず、旧条例第26条及び第32条の規定に基づき平成13年4月に行ったメーターの点検に係る期分の料金及び使用料の徴収方法については、なお従前の例による。

付 則（平成14年7月1日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。

付 則（平成14年12月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月31日条例第46号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第25条及び付則第3項の規定は、施行日以後の検針に係る料金について適用する。
- 3 改正後の条例第33条第1項第2号の規定は、施行日以後に申込みのあった検査に係る手数料について適用する。

付 則（平成20年7月1日条例第11号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例第25条及び第29条第1項の規定は、平成20年10月1日以後の検針に係る料金について適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

（大牟田市下水道条例の一部改正）

- 3 大牟田市下水道条例（昭和45年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項の表共用の項を削る。

付 則（平成21年7月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年10月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年12月28日条例第31号抄）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日条例第33号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大牟田市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第26条 第31条の規定による改正後の大牟田市水道事業給水条例（次項において「改正後の給水条例」という。）第14条第1項の規定は、施行日以後の工事に係るものについて適用する。

2 改正後の給水条例第25条第1項及び第34条第2項の規定は、平成26年5月1日以後の検針に係る料金について適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月31日条例第59号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年6月28日条例第4号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大牟田市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第26条 第30条の規定による改正後の大牟田市水道事業給水条例（次項において「改正後の給水条例」という。）第14条第1項の規定は、施行日以後に着工する工事に係るものについて適用する。

2 改正後の給水条例第25条第1項及び第34条第2項の規定は、令和元年11月1日以後の検針に係る料金について適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

付 則（令和元年9月24日条例第24号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和元年9月24日条例第29号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。